

那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程

平成17年10月1日規程第22号

改正

平成24年3月30日規程第17号

平成25年4月1日規程第19号

平成26年3月31日規程第6号

平成27年8月1日規程第20号

令和4年6月6日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、市の発注する建設工事に係る入札について、低入札価格調査制度を実施するに当たり、契約が適正に履行されるよう落札者の決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔令和4年規程第6号〕

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（これらの規定を第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査の基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (4) 低価格入札者 低価格入札を行った者をいう。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(適用対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象は、市の発注する建設工事のうち、設計額が500万円以上のものであって、那須烏山市最低制限価格制度実施規程（平成24年3月那須烏山市規程第16号）の規定に基づく最低制限価格制度を適用しないもののうち、市長が低入札価格調査の適用が必要であると認めるものとする。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から1万円未満の端数を切り捨てた額にその額に対する消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とする。ただし、この項本文に規定する合計額が工事価格に10分の9.2

を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 建設工事の性質上、前項の規定により調査基準価格を算出することが困難なとき、又は調査基準価格を算出することが適当でない認められるときは、当該建設工事の調査基準価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で入札執行者が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 前項の規定により算出した調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

全部改正〔平成24年規程17号〕、一部改正〔平成25年規程19号・26年6号・27年20号・令和4年規程第6号〕

(入札に参加しようとする者への通知)

第5条 調査基準価格を設定したときは、入札の公告又は指名の通知においてその旨を明記し、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成24年規程17号〕

(低価格入札が行われた場合の措置)

第6条 入札執行者は、開札において低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者の落札を保留し、低入札価格調査を実施する旨を告げ、入札を終了するものとする。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(低入札価格調査の実施)

第7条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、速やかに別表の定めるところにより調査を行い、その結果を那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年10月那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に提出するものとする。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(選考委員会の審議等)

第8条 選考委員会は、前条の規定による調査の結果の提出を受けたときは、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定し、市長に報告するものとする。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(落札者の決定及び通知)

第9条 入札執行者は、選考委員会の意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、市長に報告のうえ当該最低価格入札者を落札者とし、当該最低価格入札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

2 入札執行者は、選考委員会の意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。この場合において、当該次順位者が調査基準価格を下回る入札者であるときは、前2条の規定による手続を再度行うものとする。

3 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、第1項の規定に準じて通知するものとする。

4 入札執行者は、第7条に規定する調査により失格となった者及び第2項の規定により落札者とならなかった者に対しては、その旨を通知するものとする。

全部改正〔平成24年規程17号〕、一部改正〔令和4年規程第6号〕

(入札経過の報告)

第10条 入札執行者は、第7条の規定による調査により最低価格入札者を失格としたとき、及び前条第2項により最低価格入札者等を落札者としなかったときは、入札状況調書等に当該入札を「失格」と決定した旨を記載するものとする。

全部改正〔平成24年規程17号〕、一部改正〔令和4年規程第6号〕

(監督体制の強化)

第11条 適用対象工事の請負者が低価格入札者であったときは、監督職員は、次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容の聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施 監督職員は、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行う。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取する。

(4) 関係機関との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行う。

一部改正〔平成24年規程17号・令和4年規程第6号〕

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第17号）

この規程は、平成24年4月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則（平成25年4月1日規程第19号）

この規程は、平成25年4月15日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則（平成26年3月31日規程第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則（平成27年8月1日規程第20号）

この規程は、平成27年8月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則（令和4年6月6日規程第6号）

この規程は、令和4年8月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以後に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

別表（第7条関係）

第1 基本調査

- 1 入札執行者は、工事主管課に協力を求め、低価格入札を行った者が提出した工事費内訳書の内容が、次に適合するか否かの調査（以下「基本調査」という。）を行うものとする。
 - (1) 直接工事費の額が、予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (2) 共通仮設費の額が、予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (3) 現場管理費の額が、予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗

じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 入札価格が、次に掲げる①から④までの合計額から⑤を減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

① 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

② 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④ 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

⑤ 予定価格の算出の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 入札執行者は、基本調査により次の各号のいずれかに該当するときは、当該最低価格入札者を失格とするものとする。

(1) 前項各号の規定に適合しないとき。（ただし、同項第5号により算出した額が、調査基準価格からその額における消費税相当額を除いた額以上であるときは、第5号を除く。）

(2) 工事費内訳書の内容が設計書等の項目と同項目で作成されていないとき、又は入札価格と整合しないとき。

第2 重点調査

1 入札執行者は、基本調査において最低価格入札者が失格にならなかったときは、最低価格入札者から次に掲げる項目に係る関係書類の提出を求め、当該項目についての調査を行うものとする。

(1) 契約対象工事付近における手持工事の状況（別途近接工事の間接経費の調整の有無に留意すること。）

(2) その他の手持工事状況

(3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫との関係（地理的条件）

(4) 手持資材の状況

(5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(6) 手持機械数の状況

(7) 労務者の具体的供給見通し

(8) 経営内容

(9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

2 入札執行者は、前項に掲げる調査を行うほか、必要に応じ、次の内容を調査するものとする。

(1) 経営状況 取引金融機関及び保証会社等への照会

(2) 信用状況 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金支払の遅延状況

(3) 成績状況 市において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が実施した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況

(4) その他必要な事項

追加〔平成24年規程17号〕、一部改正〔平成25年規程19号・26年6号・27年20号〕、
一部改正〔令和4年規程5号〕